≪奨学金 申込手引き≫

●まずは誰の収入に関する証明書を提出すればいいのか確認しましょう!

収入に関する証明書類は、次の人のものが必要です。

- ① 父母がいる場合・・・・・・・・・・・父母それぞれの証明書類
- ② 一人親の場合(両親が離婚している場合を含む)・・父または母(本人と生計をともにしている人)の証明書類
- ③ 父母が両方ともいない場合・・・・・・・・父母に代わって家計を支えている人

(2人いれば2人それぞれ)の証明書類

	状態	書類必要(〇) 不要(×)	必要書類
	父:会社員	0	源泉徴収票
例 1	母:無収入 (専業主婦など)	0	所得金額 O 円と記載のある所得証明書 または 所得金額 O 円と記載のある非課税証明書
例 2	父:会社員	0	源泉徴収票
עלו ∠	母:パート	0	源泉徴収票
	父:自営業	0	確定申告書(第一表と第二表)
例 3	母:無収入 (専業主婦など)	0	所得金額 O円と記載のある所得証明書 または 所得金額 O円と記載のある非課税証明書
/Fil 4	父:自営業	0	確定申告書(第一表と第二表)
例 4	母:パート	0	源泉徴収票
例 5	母または父:会社員	0	源泉徴収票
※一人親の場合	祖父:年金	×	(書類不要)
例 6	母または父:会社員	0	源泉徴収票
※一人親の場合	兄:会社員	×	(書類不要)
	母または父:パート		源泉徴収票
例 7 ※一人親の場合	(祖父母からの援助あり)	0	援助の年額の証明
※一人税の場合			(様式自由:援助者が作成し、署名・押印)
例 8	父:会社員	0	源泉徴収票
※家計支持者が	母:パート	0	源泉徴収票
3人以上	祖父:年金	×	(書類不要)

●いつの時点の、どんな証明書類を用意すればいいのか確認しましょう!

重要①

申込日現在における家計の収入状況が<u>昨年1年間と変わらない場合</u> 2020年1月~12月の1年間の収入金額を見ます。詳細は2~3ページ ①②参照。

重要②

2020 年 1 月 2 日以降に就職・転職(開業・転業含む)している場合 申込時現在の月収・賞与等を考慮して年額を算出します。詳細は 2~3 ページ①②参照。

重要③

申込日現在受給している<u>児童手当・傷病手当等の公的手当、雇用保険、年金(障害・遺族年金含む)、養育費、祖父母(または親戚等)からの援助金</u>なども給与所得に含まれます。詳細は3~4ページ④~⑨参照。

※児童手当等の証明書は、最新のものを提出して下さい。

重要④

申込日現在で父母等無職・無収入の場合

配偶者が専業主婦(夫)で扶養になっていても収入(無収入を含む)の証明書類が必要です。父または母に収入がない場合は、収入がないことの証明書類(所得金額0円と記載のある「所得証明書」等。その時点で取得できる直近の年の分で可)を提出してください。詳細は4~5ページ⑩~⑪および9ページ参照。

重要⑤

収入状態が複数に該当する場合は**すべての証明書類を提出**してください。**なお、提出された証明書類は一切返却しません。必ずコピーして提出してください。**

≪提出が必要な証明書類一覧≫ページ下部に記載している注意事項(注 1)~(注7)もよく読んでください。

収	入状態	証明書類	申込書 記入方法について		
		源泉徴収票のコピー			
		(勤務先から 2021 年 1 月に交付)			
	2020 年	勤務先に依頼すれば何度でも発行されます。	 源泉徴収票の「支払金額」を、「A. 収入・売上金		
	1月2日以降に		「		
	就職・転職なし	※支払報告書は受付できません。	6月119月~記入します。		
		※2 か所以上から給与を得ている者(注 1)参照			
		※海外勤務者(③)参照			
			 年額を推算し「A. 収入・売上金額」欄に記入しま		
①給与を受			す。		
けている		年収見込証明書 (書式は学生支援課にあります)	※年収見込証明書は、年収見込額を「A. 収入・		
		あるいは、	売上金額」欄に記入します。		
	2020 年	新勤務先の直近3か月以上の給与明細のコピー	※給与明細のコピーを使用する場合は、証明書		
	1月2日以降に		類の余白に計算式(下記)をあらかじめ記入し、		
	就職・転職あり	※源泉徴収票では、新勤務先の年間収入額を	申込用紙にもその金額を記入します。		
		証明できません。	●平均月収×15		
		※旧勤務先の証明書は必要ありません。	●平均月収×12		
			(ボーナスが出ないことが明らかな場合)		
			計算式無記入の場合は、×15で計算します!		

(注1) 同一人で2ヵ所以上から給与を得ているため確定申告をした場合、源泉徴収票の代わりとして、税務署の受付印のある確定申告書(第一表・第二表)(控)のコピーあるいは、受付印のある市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書(控)のコピーを提出してください。

「A. 収入・売上金額」欄 ・・・確定申告書『収入金額等』の「給与」「公的年金等」の合計金額を記入

|「B. 控除金額」「C. 所得金額」欄 |・・・10 ページの「給与所得金額早見表」で該当する金額を記入

<u>給与(または公的年金等)を受けており、かつ商店・農業等を営んでいる場合も確定申告書(第一表・第二表)(控)のコピー等</u>を提出してください。※申込用紙の記入方法については7ページも参照してください。

[A. 収入・売上金額」欄]・・・確定申告書『収入金額等』の「給与」「公的年金等」の合計金額と、それ以外の項目の合計金額を、段を分けてそれぞれ記入

「C. 所得金額」欄・・・「給与」「公的年金等」の合計金額については、10ページの「給与所得金額早見表」で該当する金額を記入。それ以外の項目の合計金額の分については、確定申告書『所得金額』の「給与」「公的年金等」以外の項目の合計金額をそのまま記入。ただし、マイナス(△)の場合は0(ゼロ)と記入。

収.	入状態	証明書類	申込書 記入方法について			
② 商店・営ん でおり、 でおり、 も も いる	2020年 1月2日以降に 開業・廃業等なし	税務署の受付印のある 確定申告書(第一表と第二表)(控)のコピー あるいは受付印のある 市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書(控) のコピー ※2021年2~3月に申告したもの(注2)参照 ※電子申告をした場合の取扱い(注4)参照 ※「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の 取扱いについて(注5)参照	「A. 収入・売上金額」「C. 所得金額」欄へ、それぞれ記入します。 ※確定申告書の「所得金額」がマイナス(△)の場合は、「C. 所得金額」欄に「O(ゼロ)」を記入してください。 ※税務署の受付印がない場合 「A. 収入・売上金額」「C. 所得金額」欄へそれぞれ記入し、追加書類を添付してください。 (注3)参照 ※給与収入が含まれている場合 2ページ(注1)参照			
	2020年 1月2日以降に 開業・廃業等あり	開業収入計算書(コピー不可)及び直近3か月以上の帳簿のコピー ※開業収入計算書の様式は学生支援課にあります。 ※確定申告書では申込日現在の状況を証明できません。	年収・所得を推算し、「A. 収入・売上金額」欄に 記入します。 ※証明書類余白に計算式を記してください。 記入がないときは選考を受けられなくなります。			
	ために、源泉徴 告書 (控)が提	会社の給与支払明報書(2020年1~12月分) もしくは 昨年1年間の年収証明書(勤務先から証明を受けてください。様式自由) ※余白に「海外勤務」と記入してください。 ※日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時点での円換算の計算式を余白や別紙に記入してください。	年額を「A. 収入・売上金額」欄に記入します。 ※控除前の総支給額を使用してください。 ※日本円以外の通貨で作成されている場合 は、日本円に換算して記入してください。			
④傷病手当金	を受給中	傷病手当金通知書のコピー(直近1か月分) (全国健康保険協会等より交付) ※余白に計算式(年額)を記入してください。	年額を推算し給与とみなします。 「A. 収入・売上金額」欄に記入します。 ※休職中に給与も支給されている場合は、年 収見込証明書または給与明細のコピーも添付 し、合算してください。			

- (注2) 「市民税・県民税申告書(控)」は確定申告書(控)と同等の効力をもちます。「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」「納税証明書」は証明書類として認められません。
- (注3)確定申告書(控)に<u>税務署の受付印がない場合</u>は、確定申告書(控)に、**市区町村発行の所得証明書または課税証明書、税 務署発行の納税証明書(その2)のいずれかを添付し、2点を提出してください。**
- (注4) 確定申告を電子申告(e-Tax)により行った場合は、「申告内容確認票」に<u>「受付結果(受信通知「メール詳細」画面)または</u> 「即時通知」を添付することにより、税務署受付印とみなします。
- (注 5) 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、確定申告を行う必要がある所得ですので、**確定申告書(控)**を提出してください。

収入	状態	証明書類	申込書 記入方法について			
(C) 更用保险甘土	トエル	雇用保険受給資格者証のコピー	[基本手当日額×所定給付日数-2020年12			
⑤雇用保険基本 (失業給付)を受		(ハローワークより交付)	月以前の受給額]を給与とみなします。			
(大米和刊)で図	でで出て	※余白に計算式を記入してください。	「A. 収入・売上金額」欄に記入します。			
 ⑥年金を受給中	1	年金振込通知書のコピー あるいは	 年額を給与とみなします。			
(※障害・遺族年		年金額次定通知書のコピー	千殿を配子とがなりよう。 「A. 収入・売上金額」欄に記入します。			
	FWCD40/	(日本年金機構等より交付)	「ハ・私人」ルエ並成「喇」へに入しるす。			
		生活保護決定(変更)通知書のコピー(直近1ヶ月				
		分)	 年額を推算し給与とみなします。			
⑦生活保護を受	⁶給中	(住所地の市区町村福祉事務所より交付)	「A. 収入・売上金額」欄に記入します。			
		※(注 6)参照				
		※余白に計算式を記入してください。				
		収入に関する事情書				
⑧祖父母(また)	は親戚等)から	(書式は学生支援課にあります)	援助の年額を給与とみなします。			
の援助金や離婚	昏後の養育費	※援助者が記入・署名・押印	「A. 収入・売上金額」欄に記入します。			
		※(注 7)参照				
		通知書のコピー				
9各種公的手当	当(児童扶養手	(住所地の市区町村より交付)	年額を推算し給与とみなします。			
当、児童手当な	ど)	※余白に計算式(年額)を記入してください。	「A. 収入・売上金額」欄に記入します。			
		※申込時点での受給額が記載されたもの				
		以下の書類2点				
10収入が無く、	陌, 贮全太初山	1. 収入に関する事情書				
	母ともに無職・無	(書式は学生支援課にあります)	「A. 収入・売上金額」欄に「O(ゼロ)」と記入し			
収入の場合)	サとりて無戦 [・] 無	2. 所得金額 0 円と記載のある所得証明書	ます。			
4人以为日		または 所得金額 0 円と記載のある非課税証明書の				
		コピー(市区町村発行)				
	2019年1月1	所得金額 0 円と記載のある所得証明書 または				
	日以前から無収	所得金額 0 円と記載のある非線税証明書のコピー				
	入	(市区町村発行)				
⑪申込時点で		以下の書類2点				
収入が無い		1. 収入に関する事情書	 - 「A 山っ J - 幸 ト 今宛 (増) / 「O(ギロ) (トラコ)			
(専業主婦・夫	2019年1月2	(書式は学生支援課にあります)	「A. 収入・売上金額」欄に「O(ゼロ)」と記入し ます。			
(等亲王姗·大 等)	日以降に退職・	2. 以下のいずれか 1 点	67 °			
ग /	廃業等により無	離職票のコピー				
	収入	退職証明書				
		廃業届受理証明のコピー				
		破産手続開始決定通知書のコピー				

⁽注6) 生活保護適用証明書(金額の記載のないもの)は不可です。必ず**保護受給額が記載された証明書**を提出してください。

(注7) 他に収入がなく援助のみで生活している場合は、証明書類として**所得金額0円と記載のある所得証明書または所得金額0 円と記載のある非課税証明書のコピー**、及び**収入に関する事情書**を併せて提出してください。

収入状態	証明書類	申込書 記入方法について			
(1)申込者本人が施設在籍者	施設在籍証明書 (施設長より交付)	「A. 収入・売上金額」欄に「O(ゼロ)」と記入します。			
①里親による養育を受けている	児童(里親)季託証明書 (児童相談所より交付)	「A. 収入・売上金額」欄に「O(ゼロ)」と記入します。			
(4)申込者本人が独立して生計	独立生計申立書				
をたてている	(書式は学生支援課にあります)	「A. 収入・売上金額」欄に記入します。			
2120000	各種証明書類(詳細は学生支援課まで)				

●収入金額から控除可能な項目がないか確認してください!

次の (1) ~ (5) に該当する場合で証明書類が提出できる場合 ((1) は除く) は、特別控除を受けることができます。 該当する項目があれば、申込書の特別控除欄に記入の上、証明書類を提出してください。

(2) ~ (5) は証明書類が提出できない場合は、特別控除を受けることができません。

≪特別控除に関する証明書類≫

(1) あなたの家族は、母子または父子家庭ですか。

該当する場合は、特別控除99万円を申込書⑪欄(表面)に記入してください。

また、養育費や遺族年金の有無について確認してください。(有の場合は、給与所得に合算するとともに証明書類を提出してください。※4ページ⑥⑧参照)

(2) 家族の中に障害のある人や常に就床を要する介護の必要な方がいますか。

該当する場合は、特別控除99万円を申込書⑫欄(表面)に記入してください。

また、障害者手帳等のコピーを提出してください。(障害者年金を受給中の場合は、給与所得に合算する とともに、証明書類を提出してください。※4ページ⑥参照)

(3) 主に家計を支えている人(父及び母またはこれに代わって家計を支える人)が単身赴任等で別居している場合、別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費はいくらですか。

該当する場合は、「単身赴任実費計算書(書式は学生支援課にあります)」を使用してください。年間の実費額(万円未満切り上げ。上限 71 万円)を算出し申込書⑬欄(表面)に記入してください。また、「単身 **赴任実費計算書**」に領収書のコピーを添付して提出してください。

※単身赴任等で別居している者の氏名記載がないレシート等は不可

※「通帳のコピーのみ」「請求書のみ」では、領収書と認められません。

領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付してください。添付 がない場合は、控除の対象となりません。

※別居が1年に満たない場合は領収書等から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。

※上記に掲げる項目以外(引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK 受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等)は控除の対象となりません。

(4) あなたの家族に 6 か月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいる場合、療養のために必要な 1 年間の支出金額を推算するといくらになりますか。

該当する場合は、1年間の支出金額(万円未満切り上げ)を申込書⑭欄(表面)に記入してください。 算出に当たっては、**別紙「長期療養者医療費控除 申請書」を必ず使用**し、申込書と併せて提出してく ださい。

また、直近 $6\sim12$ か月分(長期療養が見込まれるが、療養開始から 6 か月経過していない場合は申込日現在の分まで)の領収書のコピーを提出してください。

控除の対象項目	証明書等	発行者(所)
医師または歯科医師への診療・治療費		
病院、診療所への入院費用	経常的に支出している金額	•病院等(医師)
マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費	を証明できるもの(領収書等)	・看護人(派出所) ・薬局 ・介護サービス
治療または療養のための医薬品費	 ※長期療養を受けている者	提供事業者等
病院、診療所への通院費用(必要不可欠なものに限る)	の氏名の記載のない領収書	
看護人に対して支払う費用(賄い費を含む)	は不可	
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額		

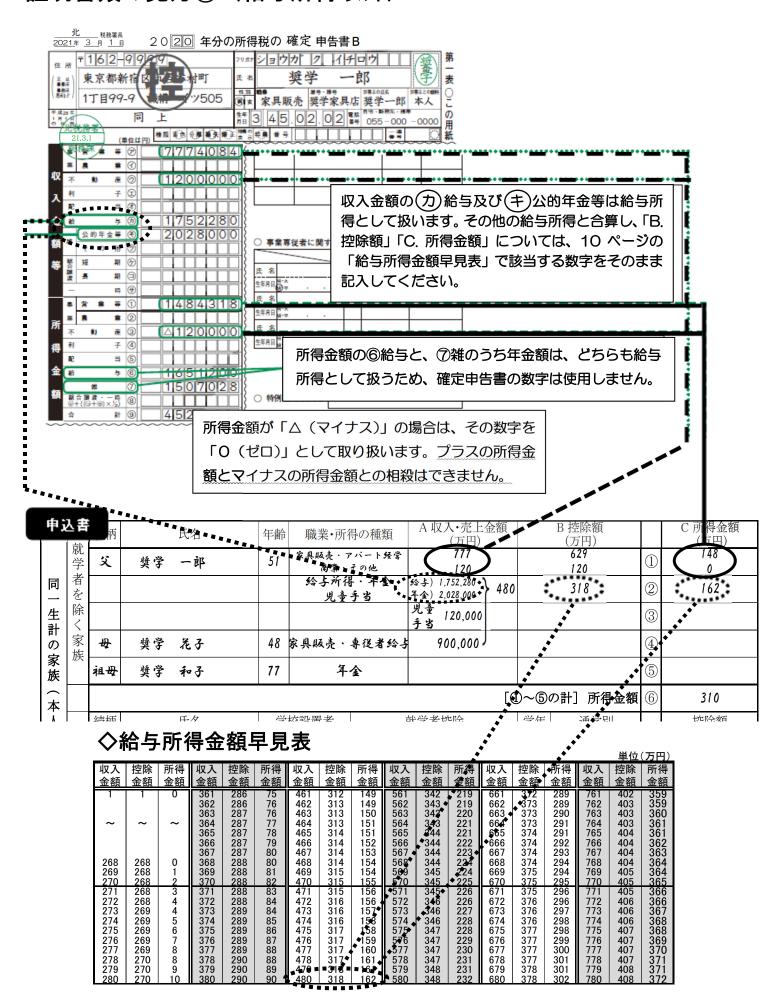
- *健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。
- *光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。
- *証明書類は一切返却しません。<u>後日原本が必要となるもの(医療費の領収書等)は必ずコピーを提出してください。</u>
- *申込時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。
- (5) この1年間に火災・風水害または盗難などの被害を受けたことがあり、長期(2年以上)にわたって支出の増加または収入の減少がある場合、その1年分の金額はいくらですか。

該当する場合は、被害により生じた支出の増加と収入の減少の実費額(万円未満切り上げ)を申込書(表面) ⑤欄に記入してください。

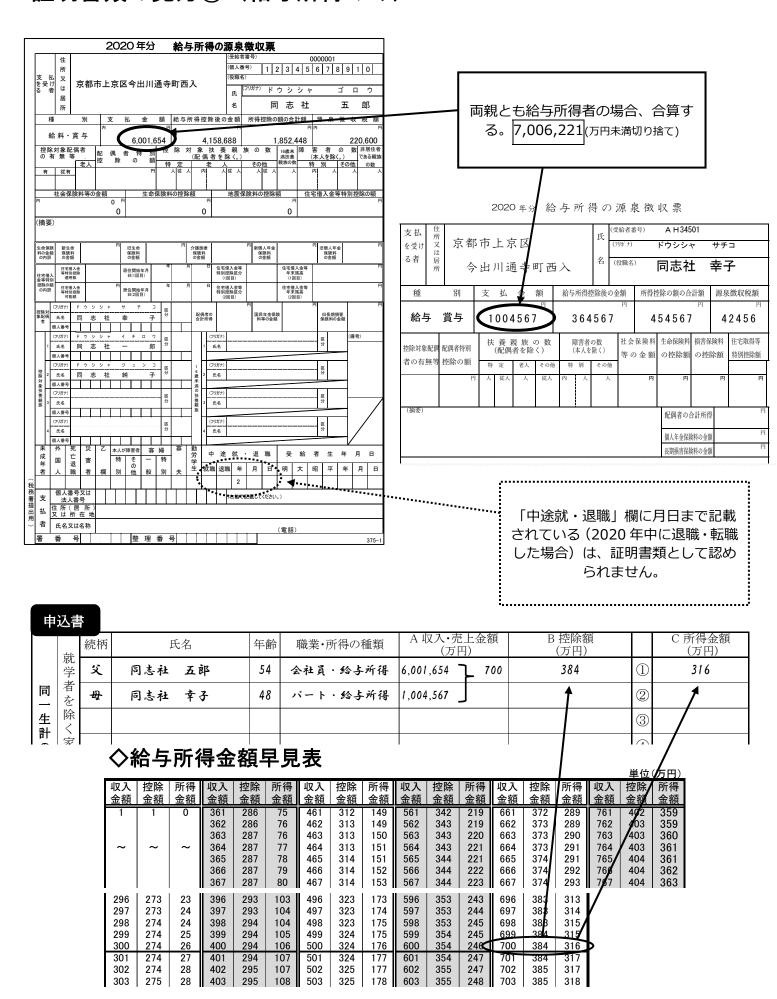
また、被害を受けたことの証明書(罹災証明書・盗難届の証明書(届出受理番号等))と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。

- ※支出の増加とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費などを指します。
- ※収入の減少とは、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少などを指します。
- ※支出の増加または収入の減少が**発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算**し、その計算式を 添付してください。
- ※保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。単に被害額や復旧費をそのまま 控除するものではありませんので、注意してください。
- ※ (3) ~ (5) についての控除額は、万円未満を切り上げて記入します。 例) 14,300円→2万円

証明書類の見方①(給与所得以外)

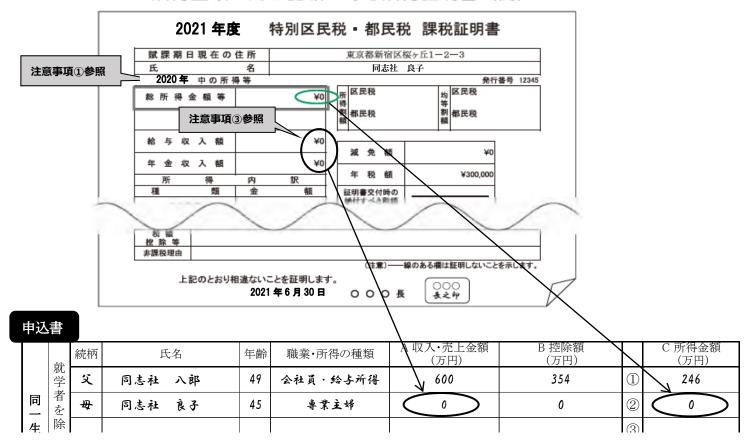


証明書類の見方②(給与所得のみ)



証明書類の見方③(収入がない場合)

所得金額〇円と記載のある所得証明書(例)



注意事項

- ① 所得金額「0円」と記載のある「(非)課税証明書」または「所得証明書」は、申込時点で取得できる直近の年の分(2020年分収入の証明書がまだ発行できない時期(2021年度の地方税決定前)は、前年分)で結構です。2020年分収入の証明書は、市区町村役場によりますが、概ね2021年6月上旬以降の発行となります。
- ②「所得証明書」の名称は市区町村により異なる場合があります。 例)「課税証明書」「非課税証明書」「住民税証明書」「課税台帳記載事項証明書」
- ③合計所得金額が「0円」であったとしても、所得の内訳欄(「給与収入額」や「年金収入額」等)に金額の記載がある場合は、「0円」の証明書として使用することはできません。
- ④所得金額の記載がない「非課税証明書」や、所得金額欄が空欄、「***」「―――」と記載された「所得証明書」は、一律「給与収入103万円」として扱います。
- ⑤収入が少ないまたは無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていないために「(非)課税証明書」を取得できない場合は、早急に市区町村役場に 2020 年分「市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書」の手続きを取り、「市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書」(控)のコピーを提出してください。収入や所得があれば、その金額を1万円未満切り捨てし、申込書に記入してください。

◇給与所得金額早見表

単位(万円) 控除 所得 金額 金額

収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	1
1	1	0	361 362 363	286 286 287	75 76 76	461 462 463	312 313 313	149 149 150	561 562 563	342 343 343	219 219 220	661 662 663	372 373 373	289 289 290	761 762 763	
~	~	~	364 365 366 367	287 287 287 287	77 78 79 80	464 465 466 467	313 314 314 314	151 151 152 153	564 565 566 567	343 344 344 344	221 221 222 223	664 665 666 667	373 374 374 374	291 291 292 293	764 765 766 767	
268 269 270	268 268 268	0 1 2	368 369 370	288 288 288	80 81 82	468 469 470	314 315 315	154 154 155	568 569 570	344 345 345	224 224 225	668 669 670	374 375 375	294 294 295	768 769 770	
271 272 273	268 268 269	3 4 4	371 372 373	288 288 289	83 84 84	471 472 473	315 316 316	156 156 157	571 572 573	345 346 346	226 226 227	671 672 673	375 376 376	296 296 297	771 772 773	
274 275 276	269 269 269	5 6 7	374 375 376	289 289 289	85 86 87	474 475 476	316 317 317	158 158 159	574 575 576	346 347 347	228 228 229	674 675 676	376 377 377	298 298 299	774 775 776	
277 278 279	269 270 270	8 8 9	377 378 379	289 290 290	88 88 89	477 478 479	317 317 318	160 161 161	577 578 579	347 347 348	230 231 231	677 678 679	377 377 378	300 301 301	777 778 779	
280 281 282	270 270 270	10 11 12	380 381 382	290 290 290	90 91 92	480 481 482	318 318 319	162 163 163	580 581 582	348 348 349	232 233 233	680 681 682	378 378 379	302 303 303	780 781	-
283 284 285 286	271 271 271 271	12 13 14 15	383 384 385 386	291 291 291 291	92 93 94 95	483 484 485 486	319 319 320 320	164 165 165 166	583 584 585 586	349 349 350 350	234 235 235 236	683 684 685 686	379 379 380 380	304 305 305 306	収入金額 782万 控除額 その差が	T T
287 288 289	271 271 272 272	16 16 16	387 388 389	291 291 292 292	96 96 97	487 488 489	320 320 320 321	167 168 168	587 588 589	350 350 350 351	237 238 238	687 688 689	380 380 381	307 308 308	ての左が	,
290 291 292	272 272 272 272	18 19 20	390 391 392	292 292 292	98 99 100	490 491 492	321 321 322	169 170 170	590 591 592	351 351 352	239 240 240	690 691 692	381 381 382	309 310 310		
293 294 295	273 273 273	20 21 22	393 394 395	293 293 293	100 101 102	493 494 495	322 322 323	171 172 172	593 594 595	352 352 353	241 242 242	693 694 695	382 382 383	311 312 312		
296 297 298	273 273 274	23 24 24	396 397 398	293 293 294	103 104 104	496 497 498	323 323 323	173 174 175	596 597 598	353 353 353	243 244 245	696 697 698	383 383 383	313 314 315		
299 300 301	274 274 274	25 26 27	399 400 401	294 294 294	105 106 107	499 500 501	324 324 324	175 176 177	599 600 601	354 354 354	245 246 247	699 700 701	384 384 384	315 316 317		
302 303 304	274 275 275 275	28 28 29	402 403 404	295 295 295 296	107 108 109	502 503 504	325 325 325	177 178 179 179	602 603 604	355 355 355	247 248 249 249	702 703 704	385 385 385	317 318 319		
305 306 307 308	275 275 275 276	30 31 32 32	405 406 407 408	296 296 296 296	109 110 111 112	505 506 507 508	326 326 326 326	180 181 182	605 606 607 608	356 356 356 356	250 251 252	705 706 707 708	386 386 386 386	319 320 321 322		
309 310 311	276 276 276 276	33 34 35	409 410 411	297 297 297	112 113 114	509 510 511	327 327 327 327	182 183 184	609 610 611	357 357 357	252 252 253 254	709 710 711	387 387 387	322 323 324		
312 313 314	276 277 277	36 36 37	412 413 414	298 298 298	114 115 116	512 513 514	328 328 328	184 185 186	612 613 614	358 358 358	254 255 256	712 713 714	388 388 388	324 325 326		
315 316 317	277 277 277	38 39 40	415 416 417	299 299 299	116 117 118	515 516 517	329 329 329	186 187 188	615 616 617	359 359 359	256 257 258	715 716 717	389 389 389	326 327 328		
318 319 320	278 278 278	40 41 42	418 419 420	299 300 300	119 119 120	518 519 520	329 330 330	189 189 190	618 619 620	359 360 360	259 259 260	718 719 720	389 390 390	329 329 330		
321 322 323	278 278 279	43 44 44	421 422 423	300 301 301	121 121 122	521 522 523 524	330 331 331	191 191 192	621 622 623 624	360 361 361	261 261 262	721 722 723	390 391 391	331 331 332		
324 325 326 327	279 279 279 279	45 46 47 48	424 425 426 427	301 302 302 302	123 123 124 125	524 525 526 527	331 332 332 332	193 193 194 195	624 625 626 627	361 362 362 362	263 263 264 265	724 725 726 727	391 392 392 392	333 333 334 335		
328 329 330	280 280 280 280	48 49 50	428 429 430	302 303 303	126 126 127	528 529 530	332 333 333	196 196 197	628 629 630	362 363 363	266 266 267	728 729 730	392 393 393	336 336 337		
331 332 333	280 280 281	51 52 52	431 432 433	303 304 304	128 128 129	531 532 533	333 334 334	198 198 199	631 632 633	363 364 364	268 268 269	731 732 733	393 394 394	338 338 339		
334 335 336	281 281 281	53 54 55	434 435 436	304 305 305	130 130 131 132	534 535 536 537	334 335 335	200 200 201 202	634 635 636	364 365 365	270 270 271	734 735 736	394 395 395	340 340 341		
337 338 339	281 282 282	56 56 57	437 438 439	305 305 306	133 133	538 539	335 335 336	203 203	637 638 639	365 365 366	272 273 273	737 738 739	395 395 396	342 343 343		
340 341 342	282 282 282	58 59 60	440 441 442	306 306 307	134 135 135	540 541 542	336 336 337	204 205 205	640 641 642	366 366 367	274 275 275	740 741 742	396 396 397	344 345 345		
343 344 345 346	283 283 283 283	60 61 62 63	443 444 445 446	307 307 308 308	136 137 137 138	543 544 545 546	337 337 338 338	206 207 207 208	643 644 645 646	367 367 368 368	276 277 277 278	743 744 745 746	397 397 398 398	346 347 347 348		
347 348 349	283 284 284	64 64 65	447 448 449	308 308 309	139 140 140	547 548 549	338 338 339	209 210 210	647 648 649	368 368 369	279 280 280	747 748 749	398 398 399	349 350 350		
350 351 352	284 284 284	66 67 68	450 451 452	309 309 310	141 142 142	550 551 552	339 339 340	211 212 212	650 651 652	369 369 370	281 282 282	750 751 752	399 399 400	351 352 352		
353 354 355	285 285 285 285	68 69 70	453 454 455	310 310 311	143 144 144	553 554 555	340 340 341	213 214 214	653 654 655	370 370 371	283 284 284	753 754 755	400 400 401	353 354 354		
356 357 358	285 285 286	71 72 72	456 457 458	311 311 311	145 146 147	556 557 558	341 341 341	215 216 217	656 657 658	371 371 371	285 286 287	756 757 758	401 401 401	355 356 357		
359 360	286 286	73 74	459 460	312 312	147 148	559 560	342 342	217 218	659 660	372 372	287 288	759 760	402 402	357 358		

収入金額が 782万円以上の場合 控除額は408万円。 その差が所得金額。

◇就学者控除(本人を除く)[記入欄⑦・⑧・⑨]

同一世帯内に就学者(本人は除きます)がいる場合は、在学している学校の種類(小学校・中学校など)に応じて控除を受けることができます。控除額については下表を参照してください。

大学は、大学院,短期大学,大学・短大の専攻科及び政令で定める特定別科,大学・短大・大学院の通信教育学部を含みます。放送大学全科履修生・海外大学は私立大学として扱いますが、科目履修生・選科履修生は控除できません。 なお、予備校生・各種学校の在学生は控除を受けることができません。

				就	学者技	空除(本	人を除く)								
小学生 ′	1 ノ	くにつ	き							;	31万	円				
中学生	1 ノ	くにつ	き								46万	D -				1
							É	1宅通学		自宅外流	通学					
与抗什 4	ı ,	<u>につ</u> :	*			国公立	3	39万円		69万	河					
高校生1人につき					私立	8	8万円	1	18万	河						
						国公立1~3年	F 3	39万円		69E	刊					
	يدم 🖪	5+ <i>5-1</i>	a 11-:	∩ ≠		国公立4・5年	E 2	13万円		72万	刊					
うさない	J '3	**************************************	1 人に [・]	Ja		私立1~3年	(2	8万円)	1	18万	西_					
						私立4・5年	8	37万円	1	16万	河				:	
-2424	· 7 .	/5 to	-	1.1につき		国公立	7	74万円	1	121万	河					
(子子)古	· η	垃 期.	人子生	1 人につき		私立	13	3万円	1	180万	河					
5 /女 2 / + z	⊹ –	- <u> </u>		+ 1 1 1 - 0 =		国公立	3	39万円		69万	河				1	
専修学校高等課程在学生 1 人につき				私立	8	88万円	1	118万円					:			
専修学校専門課程在学生 1 人につき				国公立	国公立 36万円 81万円					:						
引修子的	χ '	² 「Ji未	住仕子言	土「人につる		私立	1 0) 2万円	1	47万	河				_	
申込書 家 族	÷ –	祖母	奨学	和子	77	年尘	î·							5	 	
本									[0]	D~(5)	ーー D計]	所得	金額	6	310	
人	弁	売柄		氏名	学村	交設置者		就学者控除		学年	ì	重学別	j		■ 控除額	Ą
除 く _就	_	妹	奨学	祐子	国公	立 私立	専修(高	中・高・等・専門)· 大学	3 年	自宅) 自	宅外	7	46	\mathcal{I}
) 学	-	第 獎学 太郎 国公		国公	立 私立		中 ・ 高 ・ 等 ・ 専門		2年 白字 白字丛			宅外	8	(88	_	
生					国公	立 · 私立	小·	中 · 高 · 等 · 専門	高専	年	自宅			9		
				家族がいる場合 当の支給を受け		\sim)・無(児			合は記	明書要	提出	i)			
特 ア.	_			空除 <u>授業料</u>				自宅外 84	1 万円)					10	210	
別一				₹₩# <i>(</i> _# 00					台 • 無					<u>(11)</u>		

◇本人の就学者控除 [記入欄⑩]

本人の学費のうち<u>授業料</u>と、<u>自宅(37万円)・自宅外(84万円)の別</u>に応じた合計額の控除を受けることができます。 下表の学科・入学年度により授業料を確認し、合計額を[記入欄⑩]に記入してください

単位:万円

研究科	授業料
院•英語英文学専攻	78
院•日本語日本文化専攻	78
院•情報文化専攻	78
院・国際社会システム専攻	78
院•医療薬学専攻	84
院•看護学専攻博士課程(前期)	95
院•看護学専攻博士課程(後期)	60
院・生活デザイン専攻	79
院•食物栄養学専攻	79

◇就学者·未就学者控除 [記入欄⑥]

就学者・未就学者が2人を超える世帯については、その超える人数につき、「⑩本人にかかる控除額」にさらに50万を増額した金額を乗じた額を控除できます。

【例】「⑩本人にかかる控除額」が210万円とした場合の特別控除の加算額

世帯における就学者・未就学者の人数	特別控除額の加算額				
(申込者本人を含む)	(「⑩本人にかかる控除額」+50×2人を超える人数)				
0~2人	なし				
3人	260万円 【(210+50) 万円×1】				
4人	520万円 【(210+50) 万円×2】				
5人	780万円 【(210+50) 万円×3】				

◇収入基準額 [記入欄⑨]

下表の収入基準額をそのまま記入してください。

世帯人数	控除額	世帯人数	控除額			
1人	139万円	5人	239 万円			
2人	198万円	6人	250 万円			
3人	212 万円	7人	262 万円			
4人	229 万円	8人以上は1人増すごとに12万円加算				